

お知らせ

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります

10月1日から免除基準が次のとおり変わります

【全額免除】

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合に、全額免除となります。

【半額免除】

- ・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。
- ・重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合に、半額免除となります。

【申請先】

福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課

☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課

☎ 869-2114

※半額免除はNHKの窓口でも受け付けます。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・認印

問い合わせ

NHK高知放送局

☎ 823-2301

受付時間 9時30分～18時

NHK視聴者コールセンター

・放送受信契約の申し込み

や転居の連絡

☎ 0120-151515

・受信料についての問い合わせ

わけ

☎ 0570-077-077

受付時間 9時～22時

(土・日・祝日は20時まで)

人権「全国一斉」子どもの人権110番」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、子どもの人権問題解消に向け、次のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに土・日も受け付けています。また、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルになつています。学校や家庭、友達関係の

悩みごとなど、なんでも相談してください。

実施期間 9月8日(月)～

9月14日(日)

時間

9月8日(月)～12日(金)は

8時30分～19時まで

9月13日(土)・14日(日)は

10時～17時まで

開設場所

高知地方法務局人権擁護課

(高知市小津町4-30)

電話番号

☎ 0120-007-110

(※IP電話からは接続できません。)

取扱内容

いじめ、体罰、児童虐待等

子どもをめぐる人権問題

その他

相談は無料、秘密は厳守します。

問い合わせ

高知地方法務局人権擁護課

☎ 822-3503

無料相談 無料法律相談会開催

日時 10月6日(月) 13時～16時まで受付

場所 高知共済会館3階

金鶏(大ホール)

共催機関

高知弁護士会、高知地方法務局、高知地方家庭裁判所

問い合わせ

高知地方家庭裁判所事務局総務課庶務係

☎ 822-0340

無料相談 無料公証相談開催

遺言、任意後見契約、離婚の際の養育料等の契約、賃貸借契約、売買契約などについての公正証書の作成等に関する無料公証相談を行います。

日時

10月4日(土)、5日(日)

10時～12時、13時～16時

開催場所

①高知合同公証役場(電話相談もできます)

高知市本町1丁目1番3号

朝日生命高知本町ビル3階

☎ 823-8601

②中村公証役場(事前予約制。電話による相談はできません。)

四万十市大橋通6丁目3番

7号

第1とらやビル4階

☎ 0880-34-1728

お知らせ

違反広告物を一斉撤去します

毎年9月1日(月)から9月10日(水)までは「屋外広告美化旬間」です。

ポスターや広告塔など屋外で常時又は一定期間継続して公衆に表示される広告物は、情報伝達的手段としてだけでなく街に賑わいを与えてくれます。しかし無秩序に氾濫すると、美しい街並みや自然景観が損なわれるだけでなく、落下や飛散による危害が予想されます。そのため県では条例によって、大きさだけでなく、広告物が出せない地域や、許可が必要となる地域を定めています。今年も、9月10日(水)の「屋外広告の日」には、県内各地で一斉に違反広告物の除去を行います。屋外へ無許可で出している「はり紙」「はり札」などの違法広告物を除去し破棄します。美しい街並みのためには、皆様のご理解とご協力が必要です。よろしくお願ひします。

【屋外広告の広告主および広告業者様へ】

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所(注意:高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。

また、県内で屋外広告物業を営む方は、登録が必要です。

中央西土木事務所 維持管理課

☎ 893-2114

高知県都市計画課HP(屋外)

http://www.pref.koc

hi.jp/tosikei/tk-4/okugai/index.html